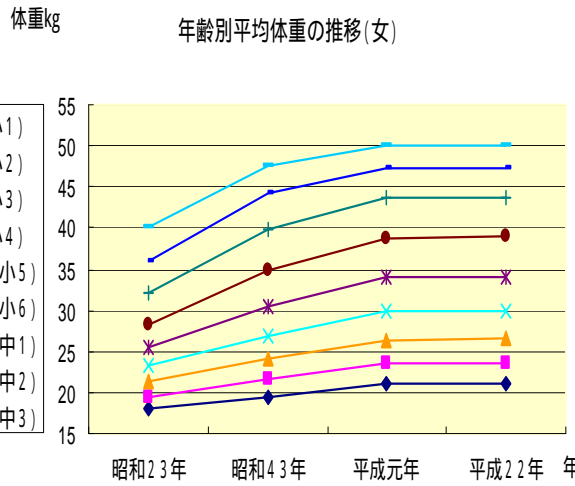
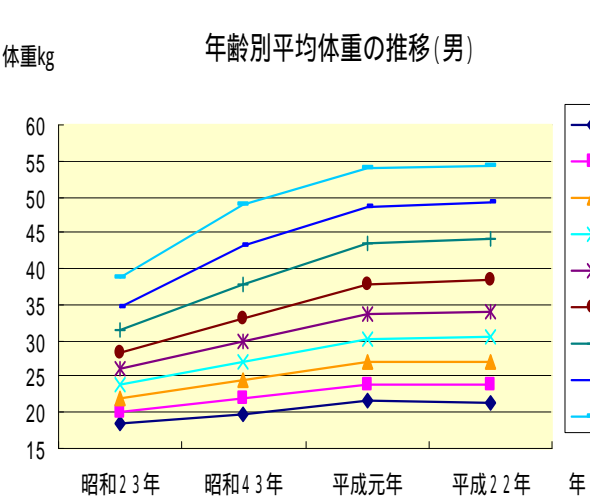
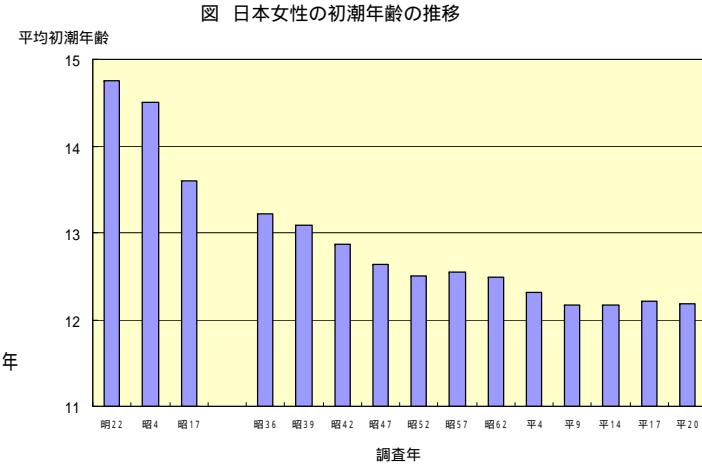
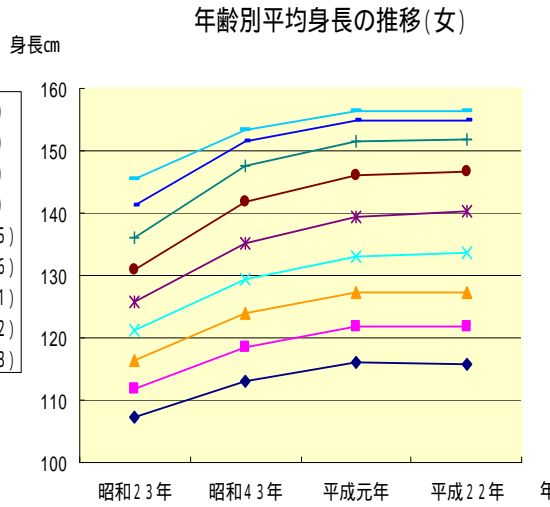
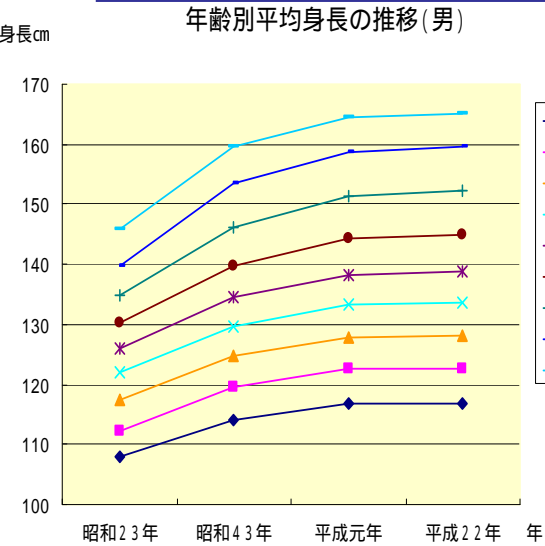


小学校と中学校の連携について

平成23年10月14日

文部科学省

1. 小・中学校間の連携・接続について検討する背景 (子どもの発達の早まり)



(大阪大学大学院人間科学研究科・比較発達心理学研究室による全国初潮調査結果より。昭和17年以前は松本亦太郎「精神及身体発達の研究」(1937)より)

日本女性の平均初潮年齢は昭和36年当時と比較して1年程度早まっている

(昭和23年は学校衛生統計、昭和43年～平成22年は学校保険統計調査より)

身長、体重いずれも、昭和23年のある学年の平均値は、平成22年の2～3年前の学年の平均値に相当する = 身体的発達の早まり

例えば昭和23年の中1(12歳)の平均値は平成22年の小4～小5(9～10歳)の平均値に相当

1. 小・中学校間の連携・接続について検討する背景 (小5、中1段階の段差)

図1 教科や活動の時間の好き嫌い(学年別)

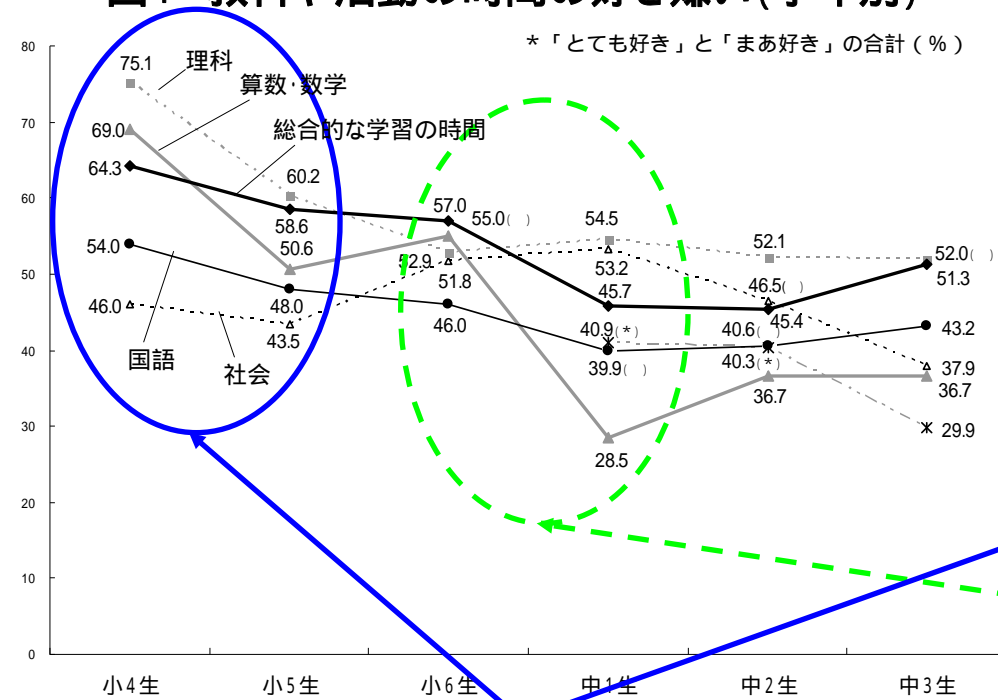
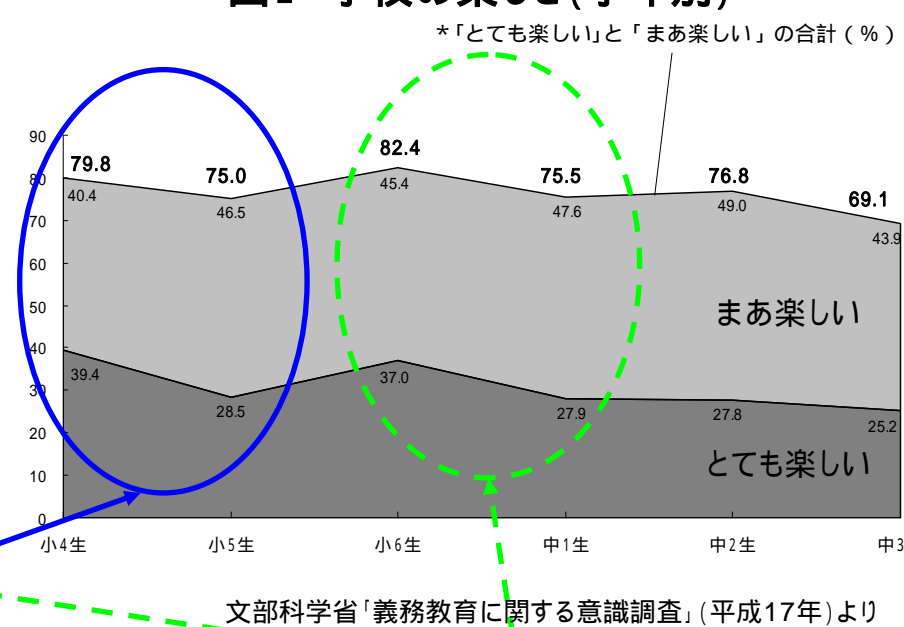


図2 学校の楽しさ(学年別)



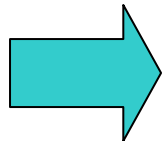
文部科学省「義務教育に関する意識調査」(平成17年)より

中1段階の段差

国語、算数・数学、総合的な学習の時間について「とても好き」「まあ好き」と答えた生徒の合計の割合が減少
学校に通うのが「とても楽しい」と答えた生徒の割合が大きく減少

小5段階の段差

各教科について「とても好き」「まあ好き」と答えた児童の合計の割合が減少
学校に通うのが「とても楽しい」と答えた児童の割合が大きく減少

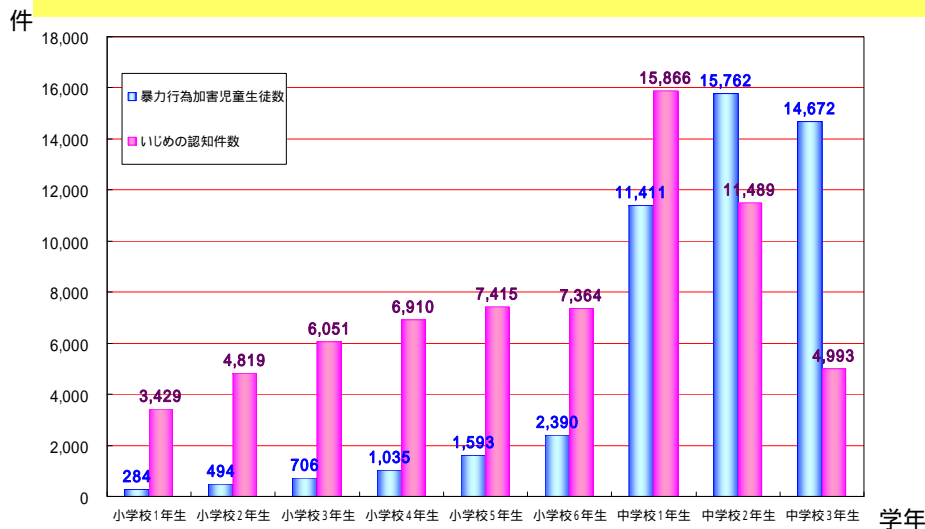


児童生徒の発達上、**小学校5年生段階**及び**中学校1年生段階**に段差がある可能性

1. 小・中学校間の連携・接続について検討する背景 (中学校での学習や生活への不適応)

暴力行為の加害児童生徒数といじめの認知件数(学年別内訳)

国公立小・中・高・特別支援学校(暴力行為については含んでいない)

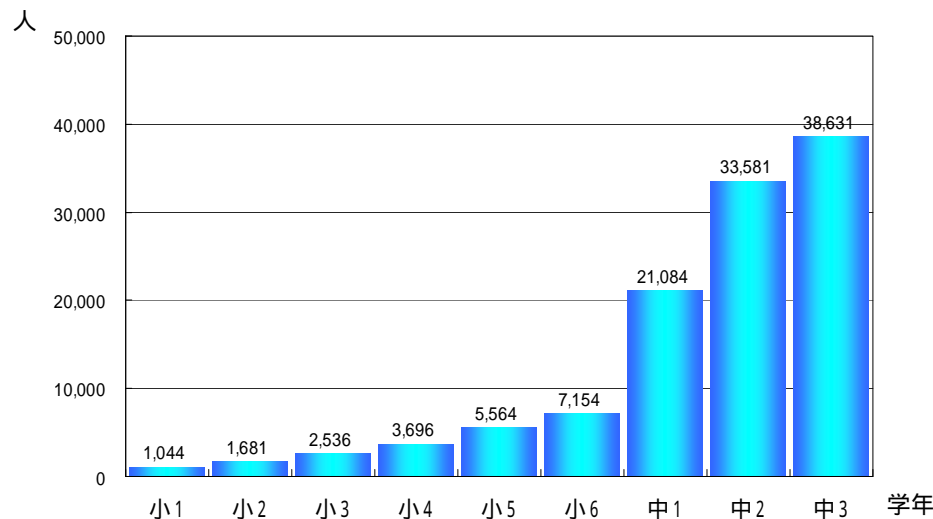


(注1) 暴力行為加害児童生徒数は、「対教師暴力の状況」「生徒間暴力の状況」「対人暴力の状況」及び「器物損壊の状況」に計上された加害児童生徒数の数値を合計したものと一致している。
(注2) 東日本大震災の影響により調査の実施が困難であった岩手県、宮城県、福島県を含んでいない。

不登校児童生徒数(学年別内訳)

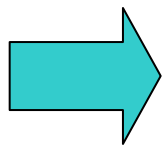
国公立小・中学校

平成22年度 小学校：21,675人(308人に1人)
中学校：93,296人(37人に1人)



(注1) 不登校の定義は、年間30日以上欠席した児童生徒のうち、病気や経済的な理由を除き、「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者」
(注2) 平成22年度は、東日本大震災の影響により調査の実施が困難であった岩手県、宮城県、福島県を含んでいない。

文部科学省 「平成22年度 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」結果



暴力行為の加害児童生徒数、いじめの認知件数及び不登校児童生徒数は、いずれも、**中学校1年生段階で急増する** = 中学校での学習や生活への不適応

2. 小中連携に関する取組の概況

小中一貫教育に関する先行的な取組は、極めて多様

ア) 制度上の特例の活用

特例を活用している取組も活用していない取組もある。

イ) 特例の活用範囲

教科全般にわたって特例を活用している取組、キャリア教育に力を入れた取組など様々。

ウ) 学年の区切り

6年・3年のまとまりでの区切りほか、4年・5年での区切り、4年・3年・2年での区切りなど様々。

エ) 小学校からの教科担任制

導入するかないか、導入している場合でも、どの学年からどの教科で導入するかについて取組は様々。

オ) 校地・校舎の状況

小中一体型校舎を新設した取組、小学校を中学校の隣に移設した取組、既存の校地・校舎を活用した取組など様々。

3. 教育課程の特例を活用した小中連携の取組(概要)

特例の制度を利用して、学習指導要領等によらない教育課程を編成して行われているもの

		合計	国立	公立	私立
件数(市町村・法人)		41件	2件	35件	4件
	研究開発学校	9件	1件	8件	0件
	教育課程特例校	32件	1件	27件	4件
学校数		812校	4校	800校	8校
	研究開発学校	34校	2校	32校	0校
	教育課程特例校	778校	2校	768校	8校

取組数は平成23年4月1日現在

教育課程特例校については、独自の教科の新設等による小中連携を推進する取組の数
(取組の内容が小学校における外国語教育の充実のみに係るものを除く。)

3. 教育課程の特例を活用した小中連携の取組 研究開発学校における取組

研究開発学校とは

教育課程の改善に資する実証的資料を得るため、文部科学大臣が、学校教育法施行規則第55条に基づき、申請のあった学校に学習指導要領等現行の教育課程の基準によらない教育課程の編成・実施を認め、新しい教育課程・指導方法について研究開発する制度(申請者は学校の管理機関)

学校名

船橋市立若松小学校、若松中学校

(平成21～23年度指定)

研究開発課題

小学校、中学校の9年間を通じて基礎的・基本的な内容の確実な定着を図るため、学習内容の移行、統合を含めた児童生徒の心身の発達を踏まえた教育課程の研究開発

研究の概要

学力向上や人間としての在り方生き方について、道徳教育、キャリア教育の充実、さらにコミュニケーション能力の育成など様々な課題を改善するため、9年間の発達段階を踏まえた系統性、継続性のある教育課程を編成する必要がある。そこで、総合的な学習の時間を削減して英語科、領域「在り方・生き方」を新設し、児童生徒のコミュニケーション能力の育成や「人間としての在り方生き方」教育の視点から、現在の教育課題の解決を図り、義務教育9年間の小中一貫教育カリキュラム試案を開発する。また、小中一貫教育カリキュラムを実践するために、当該研究開発学校の校種の垣根を取り払い、学校運営全般にわたり一元化し、その実効性や課題についても詳細に分析する。

3. 教育課程の特例を活用した小中連携の取組 教育課程特例校における取組

教育課程特例校とは

文部科学大臣が、学校教育法施行規則第55条の2に基づき、学校を指定し、学習指導要領等によらない教育課程を編制して実施することを認める制度(申請者は学校の管理機関)

平成15年度から「構造改革特別区域研究開発学校」制度として始まり、平成20年度から「教育課程特例校」制度に移行

学校名

東京都品川区立全小・中学校

H15.8 特区認定
平成18年度開校の日野学園は研究開発学校(平成14～16年度指定、平成17～19年度指定延長)

取組の概要

- ・区独自の「小中一貫教育要領」を定め、9年間の系統的な学習を実施
- ・全学年に「市民科」を新設し、小1から「英語科」を実施
- ・小5～中3に「ステップアップ学習(選択学習)」を新設
- ・小5から教科担任制を導入
- ・9年間を4年・3年・2年に区切ったまとまりで教育計画を立て実践
- ・将来的に、施設一体型一貫校を6校整備予定(現在5校。他の9中学校・31小学校は施設分離型連携校)

学校名

さつませんだいし
鹿児島県薩摩川内市立全小・中学校

H18.3 特区認定(3モデル地域で実施)

取組の概要

- ・3モデル地域における取組の成果(学力向上、問題行動の減少等)を踏まえ、21年度から全小・中学校に取組を拡充
- ・全学年に「コミュニケーション科」を新設
- ・小1から「英語活動」を実施
- ・小5～中1を中心に、教員の授業交流を実施
- ・9年間を前期(4年)・中期(3年)・後期(2年)に区切り、発達の段階に応じた教育を展開
- ・校地・校舎は別々(従来のもを利用)

3. 教育課程の特例を活用した小中連携の取組 制度上の特例を活用しない取組

制度上の特例を活用せず、現行制度の範囲内で小学校と中学校の連携強化を図っている取組もある。

(例) 東京都三鷹市、新潟県三条市、福岡県宗像市など

三鷹市の例

学校名

東京都三鷹市立
にしみたか学園(第二小学校、井口小学校、第二中学校)

18年度から「にしみたか学園」として開園

取組の概要

- ・全教科において「生き方・キャリア教育」の視点を重視し、9年間継続して人間関係形成能力を育成
- ・学校行事等を通じて小・小の交流、小・中の交流を推進
- ・小学校と中学校の教員の相互乗り入れや合同研究会を実施して連携強化
- ・小学校から一部教科で学年内教科担任制を導入
- ・三校長のうち一名が三校の代表(にしみたか学園長)となり、責任体制を明確化
- ・校地・校舎は別々(従来のものである)

4. 校地・校舎に着目した分類

品川区の考え方

品川区では、次のような『施設一体型一貫校』と『施設分離型連携校』の二つのタイプで小中一貫教育を行っています。

品川区の小中一貫教育



三条市の考え方

小中一貫教育にはさまざまなタイプがあります

☆当面は連携型から取り組んでいきますので、すぐに今の学校がなくなるということではありません。
☆今後の進め方については、学校・家庭・地域・教育委員会が一緒になって考えていきます。

連携型

中学校
小学校

近隣の小学校と中学校で敷地は別々で、教員や児童生徒が移動して学習したり、活動したりします。

併用型

中学校
(中学生
小学生
5・6年生)

小学校
(1~4年生)

近隣の小学校と中学校で、小学校高学年の児童の全部又は一部が中学校の校舎で学校生活を送ったり、週に何時間か中学校で学校生活を送ったりします。

一体型

小・中学校

同じ敷地内で、小学校1年生から中学校3年生(9年生)までが共に学校生活を送ります。

5 . 教員免許に関する小学校と中学校の比較

小学校と中学校の両方の教員免許を有している者

	全体	国立	公立	私立
小学校教員のうち 中学校の教員免許を 有している者の割合	62.8%	73.5%	62.9%	51.7%
中学校教員のうち 小学校の教員免許を 有している者の割合	27.5%	35.9%	29.0%	3.0%
	全体	国立	公立	私立
中学校教員のうち高等学校の教員免許を有している者の割合	78.9%	86.9%	78.9%	77.3%
高等学校教員のうち中学校の教員免許を有している者の割合	54.6%	76.9%	57.0%	47.2%

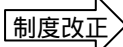
(出典)
平成19年度
学校教員統計調査

平成14年の隣接免許取得促進のための制度改正

3年以上の経験を有する小学校教員

中学校二種免許取得に必要な単位数

22単位

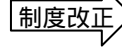


14単位

3年以上の経験を有する中学校教員

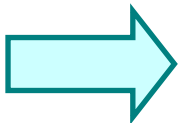
小学校二種免許取得に必要な単位数

24単位



12単位

教育職員免許法別表第八



本制度改正を受け、実際に隣接校種の免許を取得した件数

小学校教諭が中学校2種免許を取得した件数 : 588

中学校教諭が小学校2種免許を取得した件数 : 3,746

文部科学省「教員免許状授与件数等調査」による。平成14年度～平成21年度件数累計。

(参考) 専科担任制度

中学校や高等学校の教諭の免許状を有する者は、小学校において、相当する教科等の教諭等となることができる。

(例: 中学校の理科の教員が、小学校の理科の授業を行う)

教育職員免許法第16条の5

6. 小中一貫教育に関する先行的な取組の実施団体のうち、 6年・3年とは異なる学年のまとまりを設けている実施団体の例

4年・3年・2年のまとまり

東京都品川区

千葉県船橋市

青森県三戸町

奈良県上北山村

香川県琴平町

広島県呉市

熊本県熊本市(旧富合町)
とみあいまち

鹿児島県薩摩川内市
さつませんだいし

国立大学法人京都教育大学

学校法人聖ウルスラ学院(仙台市)

4年・5年のまとまり

広島県広島市

5年・2年・2年のまとまり

熊本県産山村
うぶやまむら

4年・3年・5年のまとまり(高校まで)

長崎県小値賀町
おぢかちょう

平成23年度現在の研究開発学校又は教育課程特例校における取組

(研究開発学校・教育課程特例校の計画書又は市町村のホームページ等における公表資料に基づく。)

取組概要

区独自の「小中一貫教育要領」を定め、9年間の系統的な学習を実施
 全学年に「市民科」を新設し、小1から「英語科」を実施
 小5～中3に「ステップアップ学習(選択学習)」を新設
 小5から教科担任制を導入
 9年間を4年・3年・2年に区切ったまとまりで教育計画を立て実践
 将来的に、施設一体型一貫校を6校整備予定(現在5校。他の9中学校・31小学校は施設分離型連携校)

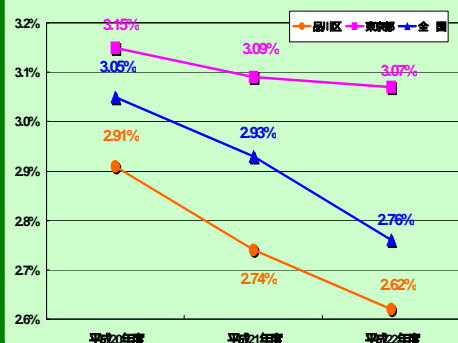
成果

全国・学力学習状況調査で全国平均を上回った学校数

	国語 A			国語 B		
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
6年生	24校 / 38校	24校 / 38校	28校 / 38校	25校 / 38校	23校 / 38校	23校 / 38校
9年生	6校 / 16校	10校 / 16校	11校 / 16校	8校 / 16校	6校 / 16校	9校 / 16校

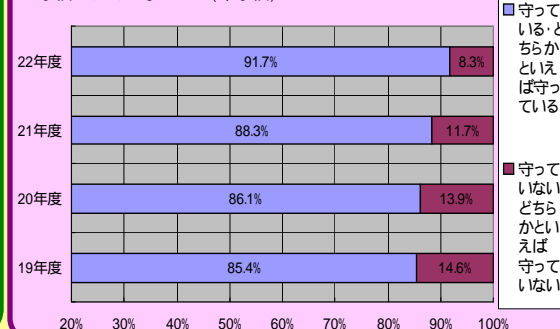
	算数 / 数学A			算数 / 数学B		
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
6年生	29校 / 38校	26校 / 38校	34校 / 38校	27校 / 38校	25校 / 38校	31校 / 38校
9年生	9校 / 16校	8校 / 16校	7校 / 16校	9校 / 16校	7校 / 16校	9校 / 16校

不登校出現率(中学校)



規範意識(中学校)

学校のきまりを守っている(中学校)



(平成18、19、20年度品川区教育委員会研究学校研究紀要(品川区立小中一貫校伊藤学園)より)

教師の意識改革の芽生え(指導内容に系統性をもたせることや互いの教材観や授業力の向上に関する積極的な話し合いを通じ、一貫校としての系統性をもった指導がかなり展開できるようになってきた、学校行事や生活指導においても活発な意見交換と協力して指導を行う姿が見られるようになった、特に部活の指導では1～9年の教員で協力したことにより学年を超えた子どもへの理解と指導の充実につながった)

子どもたちの豊かな成長(上級生は下級生の手本になると意識することで学校生活において恒常的に落ち着きが見られ、下級生には上級生への憧れの気持ちが生まれるなど、共に過ごすことでリーダー性、協力、譲り合い、思いやりなどが校内の生活において自然に醸成できている、少子化した社会において貴重な空間となった)

教育活動の充実と教育効果の高まり(1～9年生の発達段階を考慮しながら異年齢交流を主体に各行事の実施計画を立てたことで行事に対する一貫校の取組の方向性が明確になり、行事を教育課程に系統的に組み入れ、指導の充実化と指導効果の高まりが見られるようになった)

課題

5年生以上の教科担任制を円滑に進めるための時間割作成、小中一貫教育を効果的に進める校務分掌等のシステム化を一層進めていくことが必要、小中一貫教育の効果や成果、課題をより明確にしていくことが課題
 多くの子どもが7年生から入学してくる連携校との連絡を密にし、指導観や教科、生活指導等の教育活動そのものの在り方についての共通理解及び共通実践を図っていくことが課題

取組概要

義務教育9年間の教育を
 現行の法制度(6-3制)の下で、
 既存の小学校・中学校を存続させた形で、
 コミュニティ・スクールを基盤として、
 小・中一貫カリキュラムに基づき、
 系統性と連続性を重視して行い、児童・生徒に「人間力」と「社会力」を培う
 全ての教員が学園の小・中学校両方の教員として「兼務発令」を受け、
 相互乗り入れ授業を実施

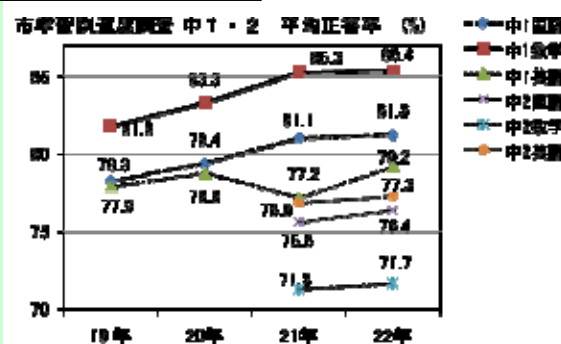
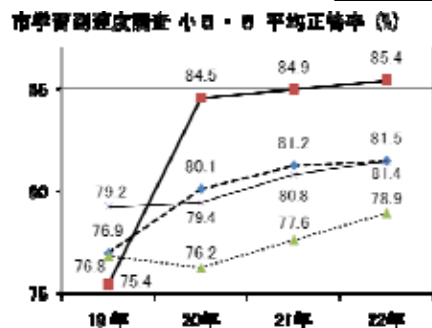


H21.9 ~ 全小・中学校を中学校区を単位として小中一貫校に位置付け

成果

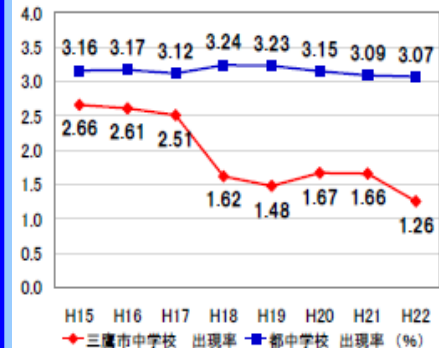
学力向上

三鷹市学習到達度調査結果 経年変化



健全育成

中学生の不登校出現率



各学園の評価・検証報告書から

小・小、小・中の交流の活性化により、学園の子どもとしての意識が高まり、特に中学生は小学生の憧れとなり、自己有用感を高めている。基本的な学習ルールの確立に向けて学園内で共通理解が図られ、それに向けて指導がなされてきており、教職員の70%が肯定的な評価をしている。教科等の指導計画に合わせ、地域人財の活用がなされた。その結果、児童・生徒の学習意欲・能力は向上している。今後の活動のより一層の発展のために、さらなる教育内容の充実を図り、コミュニティ・スクールとしての取組のPR及び小・中一貫教育校の良さを具体的な児童・生徒の姿で示せるように広報活動を充実させる。

課題

- (1) 小中一貫教育のよさと発達段階の違いによる指導方法の一層の理解
- (2) 学園管理職の意思統一と権限の明確化
- (3) 学園としてのビジョンの明確化
- (4) 保護者や地域による一層の支援体制の整備 (にしみたか学園の実践より)

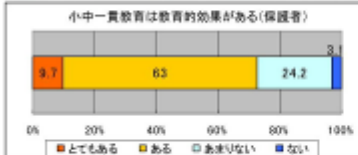
取組概要

市内の全28中学校区(分離型26中学校区, 一体型2中学校区)で、現行制度の範囲内で、9年間を見通して行う小中一貫教育を実施
各中学校区の特色を生かし、小中合同授業、小中合同行事、小中合同研修会等を実施
9年間を前期(4年)、中期(3年)、後期(2年)に区切り、中期に重点をおいた教育を展開
学習指導要領の範囲内で、各中学校区ごとの小中一貫カリキュラムの作成

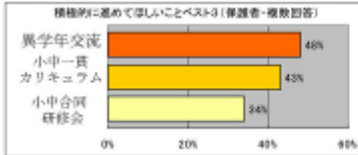
成果

保護者の願い

7割以上の保護者が効果があると実感しています!

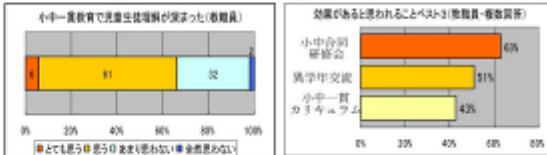


小中見通した教育に期待が高まっています!



教職員の実感

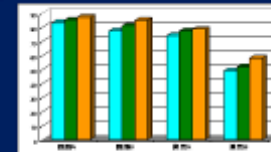
教職員も様々なところで効果を感じています!



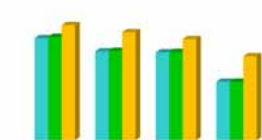
小中一貫教育に係る意識調査結果
平成21年11月 呉市教育委員会実施
回答数: 保護者10,965名、教職員1,144名

両城中学校区における学力の状況

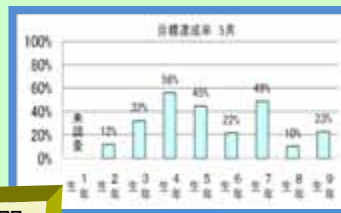
平成22年度 全国学力・学習状況調査結果(小学校)



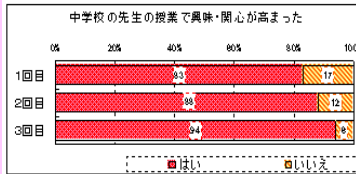
平成22年度 全国学力・学習状況調査結果(中学校)



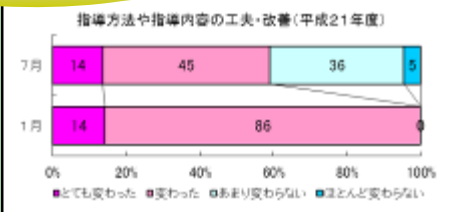
警固屋学園(H21開校)における変化



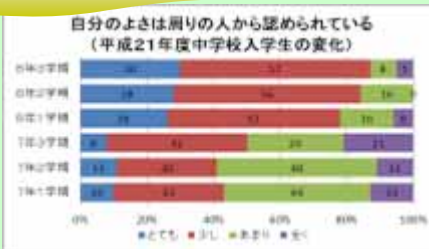
H20和庄中学校区6年生へのアンケート調査結果



指導方法改善意欲



自尊感情の変化



学習時間



課題

- (1) 分離型における乗り入れ授業時の教職員の負担軽減
- (2) 小中一貫教育を特別な教育方法として捉えている保護者・地域の方への啓発

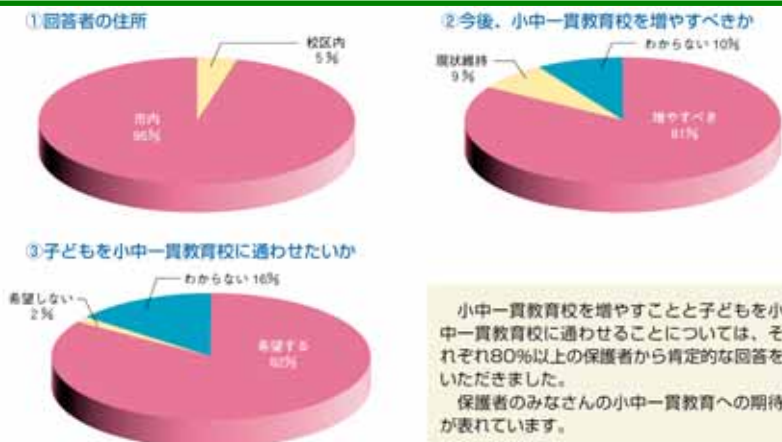
取組概要

市内の9小6中を市のパイロット校として指定(H20年度)し、各中学校区の実態に合った小中一貫教育の在り方について研究
 パイロット校は教育課程特例校として認定(新設教科英会話科・郷土「なら」科・情報科の実施)9年間を見通したカリキュラムを、4・3・2のブロックに分け編成
 施設一体型、1小1中連携型、2小1中連携型等の多様なタイプの小中一貫教育について研究

成果

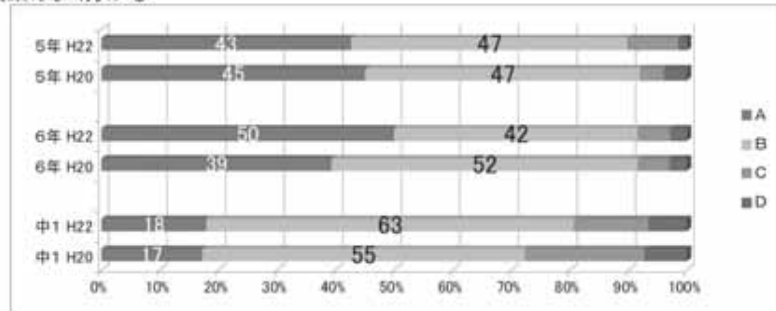
学校内で英検を実施したところ、9年生においてほぼ全員が英検3級もしくは準2級(田原中学校区)
 韓国新光中学校の生徒30名が訪問した際、英会話科で培ったコミュニケーション力を活かして交流を図ることができた(田原中学校区)

平成19年度奈良市小中一貫教育研究発表会に参加した保護者へのアンケート結果より



パイロット校 児童生徒へのアンケート結果より

2. 授業はよく分かる



【趣旨】
 学習についての基本項目として調査

【考察】
 小学5・6年生においては、肯定的な回答をしている割合が高く、変化も少ない。一方、中学1年では、肯定的な回答をしている割合が増加している。小学校と中学校の学びをつなぐ取組や中学校での授業改善が進み、子どもたちの中学校授業への対応がスムーズにできているのではないかと。

【グラフについて】
 A そう思う B まあまあ思う C あまり思わない D 思わない

課題

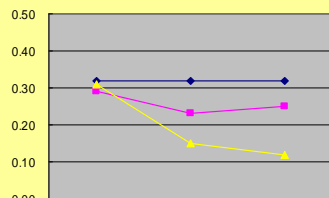
- 発足時より中心となって小中一貫教育を進めてきた教職員の転勤による、新たな人材の育成と円滑な移行(田原中学校区)
- 小中一貫教育における学力向上の効果検証(富雄第三小学校)
- 小中一貫教育カリキュラムの作成(平城西中学校区)
- 家庭学習の習慣化(飛鳥中学校区の取組)

取組概要

市内全小中学校が教育課程特例校に認定(21年度から) 全学年に「コミュニケーション科」を新設
 小1から英語活動を実施 小5～中1を中心に、教員の授業交流を実施
 9年間を前期(4年)、中期(3年)、後期(2年)に区切り、発達の段階に応じた教育を展開
 校地・校舎は別々

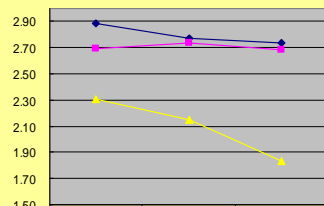
成果

小学校児童の不登校出現率(%)



	H20	H21	H22
◆ 全国	0.32	0.32	0.32
◆ 鹿児島県	0.29	0.23	0.25
◆ 薩摩川内市	0.31	0.15	0.12

中学校生徒の不登校出現率(%)



	H20	H21	H22
◆ 全国	2.89	2.77	2.74
◆ 鹿児島県	2.69	2.74	2.68
◆ 薩摩川内市	2.31	2.15	1.83

市内全小中学校で取り組みだした平成21年度より小・中学校の不登校出現率が減少

「基礎・基本」定着度調査平均通過率(%)

【中学校】1年生時(H20)と2年生時(H21)の比較

年度	教科	県	本市	a 本市と 県の差
1年 (H20)	国語	63.7	63.2	-0.5
	社会	65.6	64.3	-1.3
	数学	68.0	65.9	-2.1
	理科	67.3	68.2	0.9
	英語	72.5	72.3	-0.2



年度	教科	県	本市	b 本市と 県の差	b-a 伸び
2年 (H21)	国語	73.7	75.1	1.4	1.9
	社会	58.9	60.0	1.1	2.4
	数学	63.2	62.9	-0.3	2.4
	理科	59.5	60.2	0.7	-0.2
	英語	62.5	62.6	0.1	0.3

同じ母集団について、2年次には4教科で県平均を上回る結果となっており、学力面でも良い方向に向かっている

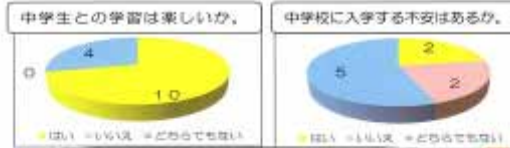
課題

- (1) 学校規模、地域に応じた取組の工夫の必要性
- (2) 教師・児童生徒交流の移動の時間の確保
- (3) 本市転入教職員の理解
- (4) 「併設型」・「一体型」小中一貫校の設置の検討

ある中学校区の
小中一貫教育
実践発表会
資料より

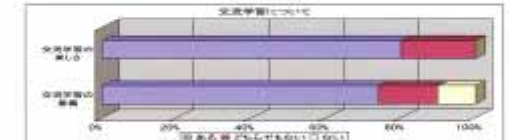
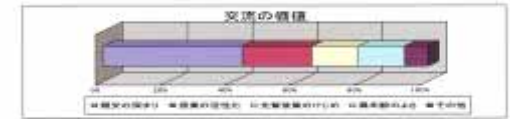
成果と課題

＜小学生へのアンケート結果(実施日:H22/11/10)＞



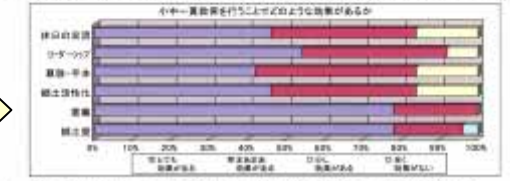
- ・中学生との交流学習は楽しい。
- ・中学校での勉強や人間関係は不安もある。

＜中学生へのアンケート結果(実施日:H22/11/10)＞



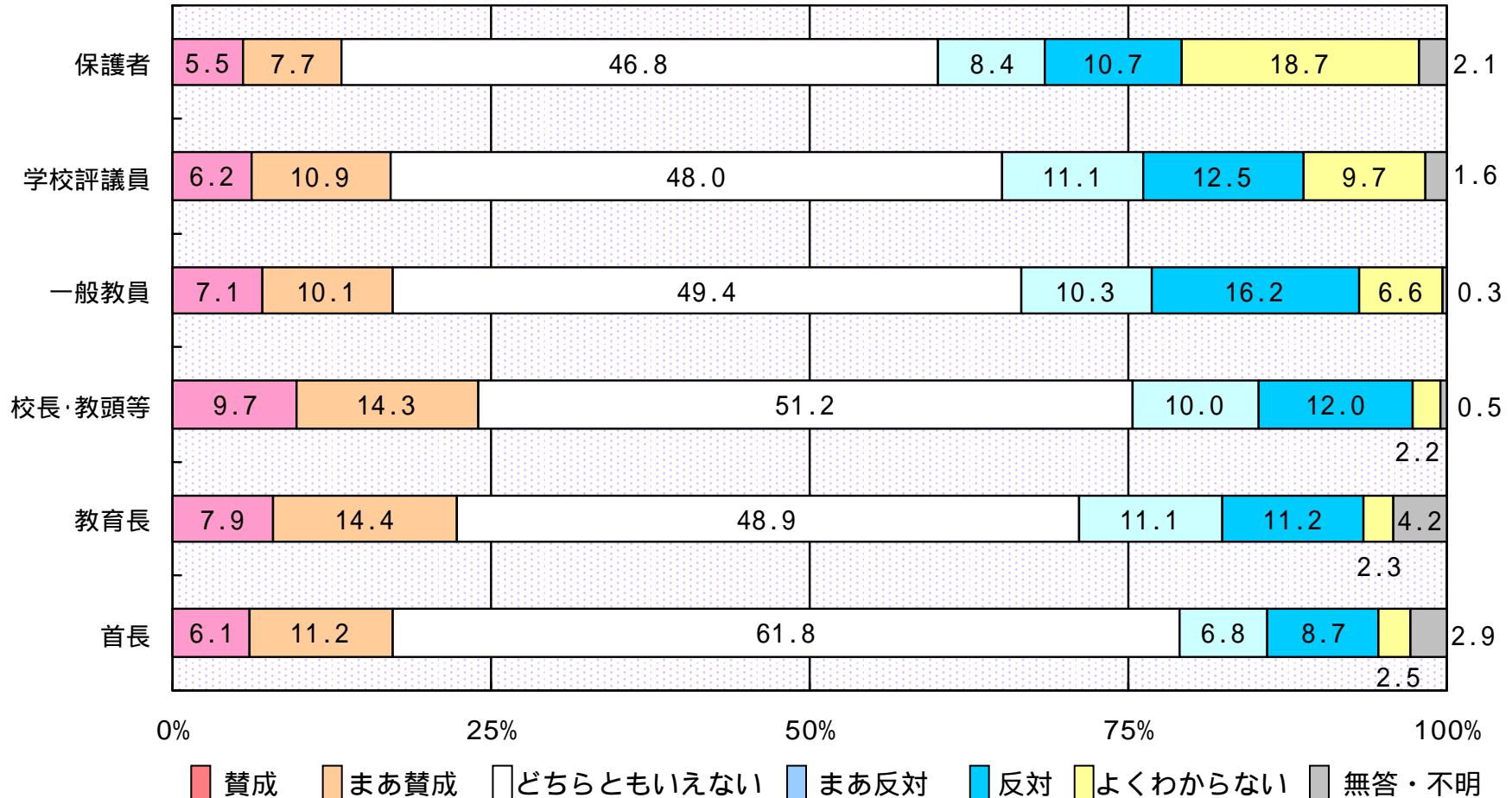
- ・上級生としての自覚が高まった。
- ・下級生の立場に立って行動できた。
- ・交流学習は親交を深めることができる。
- ・学習内容を的確に下級生へ伝えたという意識は高くない。

＜保護者・地域へのアンケート結果(対象25名,実施日:H22/11/3)＞



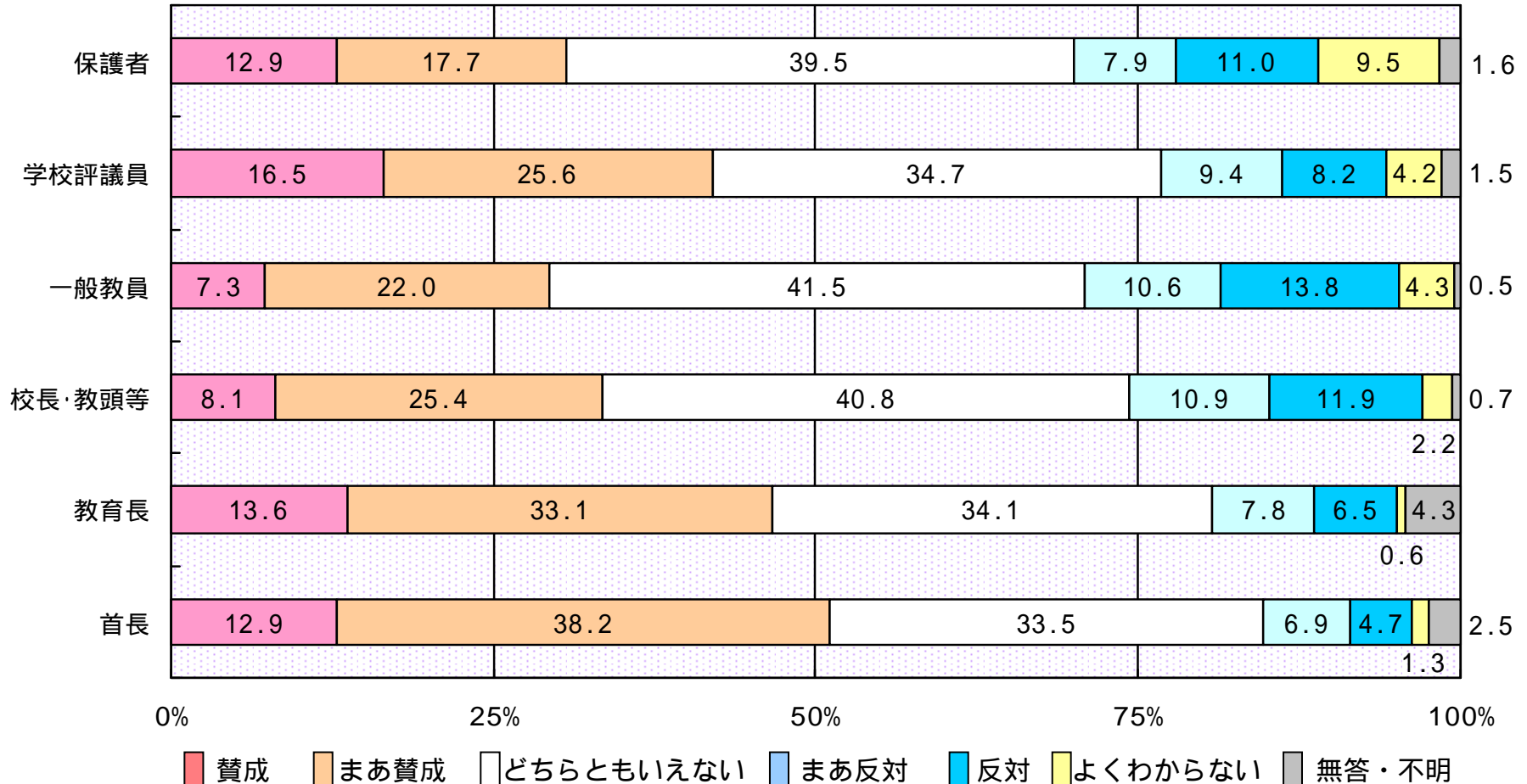
- ・総じて小中一貫教育を行うことは効果的だと考えている。
- ・児童・生徒の異年齢集団での活動を活性化させていると感じている人が多い。

8. 義務教育に関する意識調査結果 6 - 3制を5 - 4制などに変更することについて



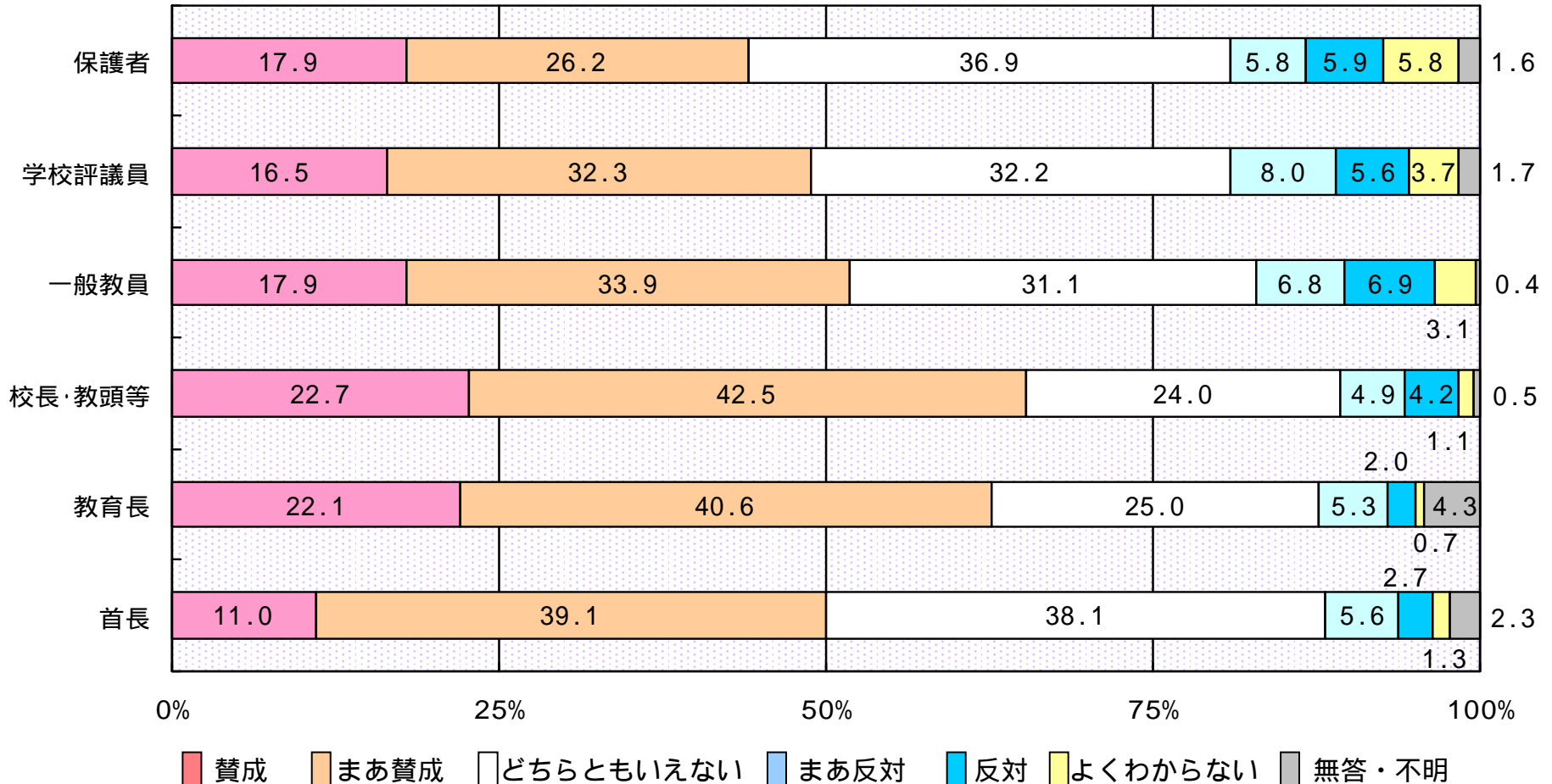
保護者、学校評議員、一般教員、校長・教頭等は、全国の公立小中学校から無作為抽出した学校（保護者：25校、学校評議員：941校、教員・校長・教頭等：1,219校）に調査票を送付して調査を依頼。教育長、首長は悉皆調査。回収数は、保護者6,742、学校評議員808、教員・校長・教頭等2,503、教育長1,038、首長785。

8. 義務教育に関する意識調査結果 9年制の小中一貫校をつくることについて



保護者、学校評議員、一般教員、校長・教頭等は、全国の公立小中学校から無作為抽出した学校（保護者：25校、学校評議員：941校、教員・校長・教頭等：1,219校）に調査票を送付して調査を依頼。教育長、首長は悉皆調査。回収数は、保護者6,742、学校評議員808、教員・校長・教頭等2,503、教育長1,038、首長785。

8. 義務教育に関する意識調査結果 小学校高学年を教科担任制にすることについて



保護者、学校評議員、一般教員、校長・教頭等は、全国の公立小中学校から無作為抽出した学校（保護者：25校、学校評議員：941校、教員・校長・教頭等：1,219校）に調査票を送付して調査を依頼。教育長、首長は悉皆調査。回収数は、保護者6,742、学校評議員808、教員・校長・教頭等2,503、教育長1,038、首長785。

9. 参考

義務教育の目的、目標に関する法令上の規定について

教育基本法(平成18年法律第120号)(抄)

(義務教育)

第五条 国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。

2 義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。

3 国及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため、適切な役割分担及び相互の協力の下、その実施に責任を負う。

4 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない。

学校教育法(昭和22年法律第26号)(抄)

第二十一条 義務教育として行われる普通教育は、教育基本法(平成十八年法律第百二十号)第五条第二項に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 学校内外における社会的活動を促進し、自主、自律及び協同の精神、規範意識、公正な判断力並びに公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 二 学校内外における自然体験活動を促進し、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 三 我が国と郷土の現状と歴史について、正しい理解に導き、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養うとともに、進んで外国の文化の理解を通じて、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 家族と家庭の役割、生活に必要な衣、食、住、情報、産業その他の事項について基礎的な理解と技能を養うこと。
- 五 読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと。
- 六 生活に必要な数量的な関係を正しく理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。
- 七 生活にかかわる自然現象について、観察及び実験を通じて、科学的に理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。
- 八 健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣を養うとともに、運動を通じて体力を養い、心身の調和的発達を図ること。
- 九 生活を明るく豊かにする音楽、美術、文芸その他の芸術について基礎的な理解と技能を養うこと。
- 十 職業についての基礎的な知識と技能、勤労を重んずる態度及び個性に応じて将来の進路を選択する能力を養うこと。

中央教育審議会答申『新しい時代の義務教育を創造する』(抄)(平成17年10月26日)

第1章 教育の目標を明確にして結果を検証し質を保证する

- 義務教育の使命の明確化及び教育内容の改善 -

(3) 義務教育に関する制度の見直し


義務教育を中心とする学校種間の連携・接続の在り方に大きな課題があることがかねてから指摘されている。また、義務教育に関する意識調査では、学校の楽しさや教科の好き嫌いなどについて、従来から言われている中学校1年生時点のほかに、小学校5年生時点で変化が見られ、小学校の4～5年生段階で発達上の段差があることがうかがわれる。研究開発学校や構造改革特別区域などにおける小中一貫教育などの取組の成果を踏まえつつ、例えば、設置者の判断で9年制の義務教育学校を設置することの可能性やカリキュラム区分の弾力化など、学校種間の連携・接続を改善するための仕組みについて種々の観点に配慮しつつ十分に検討する必要がある。

「教育振興基本計画」(抄)(平成20年7月1日閣議決定)

第3章 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策

総合的な学力向上策の実施

6-3-3-4制の弾力化に関し、小中一貫教育やいわゆる飛び級を含め、幼児教育と小学校との連携など、各学校段階間の円滑な連携・接続等のための取組について検討する。



本作業部会において、小・中学校間の連携・接続の在り方に関する審議を開始